

青森県報

号外第十七号

令和四年
三月二十八日
(月曜日)

目次

条 例

- 青森県若者定着奨学金返還支援基金条例……………(企画調整課) ……二
- 青森県職員定数条例の一部を改正する条例……………(人事課) ……三
- 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例……………(同) ……四
- 職員の職務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例……………(同) ……五
- 青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例……………(行政経営課) ……五
- 青森県個人情報保護条例の一部を改正する条例……………(総務学事課) ……七
- 青森県行政書士試験受験手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例……………(同) ……八
- 公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例……………(保健衛生課) ……八
- 青森県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例……………(高齢福祉保険課) ……九
- 青森県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例……………(同) ……一〇
- 青森県国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例……………(同) ……一〇
- 青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例……………(農村整備課) ……二
- 青森県宅地建物取引業法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例……………(建築住宅課) ……三
- 青森県都市計画法施行条例の一部を改正する条例……………(同) ……三
- 青森県高圧ガス保安法関係手数料の徴収等に関する条例……………(同) ……三

一部を改正する条例……………

(消防保安課) ……三

○青森県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例……………

(同) ……四

○青森県電気工事士法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例……………

(同) ……五

○青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例……………

(教職員課) ……六

○青森県三内丸山遺跡センター条例の一部を改正する条例……………

(文教課) ……六

○青森県立学校設置条例の一部を改正する条例……………

(高等学
校) ……七

○県公安委員会の委員の職務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例……………

(警察本
部) ……三

○警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例……………

(警察本
部) ……三

○青森県銃砲等刀剣類所持許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例……………

(警察本
部) ……三

○青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例……………

(警察本
部) ……四

○青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例……………

(警察本
部) ……四

○青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例……………

(警察本
部) ……四

○青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例……………

(警察本
部) ……四

○青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例……………

(警察本
部) ……四

○青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例……………

(警察本
部) ……四

○青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例……………

(警察本
部) ……四

青森県若者定着奨学金返還支援基金条例をここに公布する。

令和四年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第三号

青森県若者定着奨学金返還支援基金条例

(設置)

第一条 企業等と連携して本県への若者の定着を促進するために大学の卒業生等の奨学金の返還を支援する事業（以下「若者定着奨学金返還支援事業」という。）に要する経費の財源に充てるため、青森県若者定着奨学金返還支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第五条 基金は、若者定着奨学金返還支援事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

2 この条例は、令和十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

青森県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十八日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第四号

青森県職員定数条例の一部を改正する条例

青森県職員定数条例（昭和二十四年九月青森県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「二八四人」を「二九八人」に改め、同項第十号中「一三八人」を「一四四人」に改め、同項中「五、三八八人」を「五、四〇八人」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

職員の子育休等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十八日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第五号

職員の子育休等に関する条例の一部を改正する条例

職員の子育休等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号イ(1)を削り、同イ(2)中「特定職に引き続き」を「引き続き任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同(2)を同イ(1)とし、同イ(3)を同イ(2)とする。

第二十六条第二号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める」に改め、同号イ及びロを削る。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

職員の仕事の宣誓に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第六号

職員の仕事の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の仕事の宣誓に関する条例（昭和二十六年三月青森県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「なつた者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を「なつた者は」に、「による宣誓書に署名して」を「の宣誓書による仕事の宣誓をして」に、「行つて」を「行つて」に改め、同条ただし書中「なつた」を「なつた」に改める。

別記（一般職員）中「且つ」を「かつ」に改め、「印」を削る。

別記（警察職員）中「従つて」を「従つて」に、「且つ」を「かつ」に、「当る」を「当たる」に改め、「印」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

に改め、同項を同表の二の項とし、同項の前に次の一項を加える。

一 知事	法別表第二の百十三の項の第二欄に掲げる事務
	生活保護法の規定に準じて行う外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの

別表第三中八の項を九の項とし、七の項を八の項とし、六の項を七の項とし、五の項の次に次の一項を加える。

六 教育委員会	法別表第二の百十三の項の第二欄に掲げる事務	知事	次に掲げる情報であって規則で定めるもの イ 生活保護関係情報 ロ 外国人生活保護関係情報
---------	-----------------------	----	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十八日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第八号

青森県個人情報保護条例の一部を改正する条例

青森県個人情報保護条例（平成十年十二月青森県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第九項」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

青森県行政書士試験受験手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十八日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第九号

青森県行政書士試験受験手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県行政書士試験受験手数料の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「七千円」を「一万四百年」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十号

公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

公衆浴場法施行条例（昭和二十五年十二月青森県条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十三号ただし書中「十歳」を「七歳」に改める。

附 則

この条例は、令和四年十月一日から施行する。

青森県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十一号

青森県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

青森県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成二十年三月青森県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「附則第十四条の二」を「附則第十四条」に改める。

第二条中「零」を「十万分の二十二」に改める。

第五条中「附則第十四条の二」を「附則第十四条」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

青森県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十八日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十二号

青森県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

青森県国民健康保険財政安定化基金条例（平成二十八年三月青森県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第五条中「及び同条第二項」を「並びに同条第二項及び第四項」に改める。

第七条中「第八十一条の二第四項」を「第八十一条の二第五項」に改める。

附則第二項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

青森県国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十三号

青森県国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例

青森県国民健康保険事業費納付金に関する条例（平成二十九年十二月青森県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令」を「国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十四号

青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和三十六年三月青森県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中国営小田川二期土地改良事業の項を削り、国営津軽北部二期土地改良事業の項の次に次のように加える。

第二条第三号中「七千円」を「八千二百円」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

青森県都市計画法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十八日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十六号

青森県都市計画法施行条例の一部を改正する条例

青森県都市計画法施行条例（平成十五年三月青森県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号中「第八条第一項第二号口から二までに掲げる土地の」を「第二十九条の九各号に掲げる」に改める。

第四条及び第五条中「第八条第一項第二号口から二までに掲げる土地の」を「第二十九条の九各号に掲げる」に、「土地の区域内」を「区域内」に

改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

青森県高圧ガス保安法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十七号

青森県高圧ガス保安法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県高圧ガス保安法関係手数料の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表第九号中「九千三百円」を「一万千六百円」に、「八千八百円」を「一万千百円」に、「八千七百円」を「一万三百円」に、「八千二百円」を「九千八百円」に改め、同表第十号中「七千九百円」を「九千円」に、「七千四百円」を「八千五百円」に、「六千二百円」を「七千二百円」に、「五千七百円」を「六千七百円」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

青森県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十八号

青森県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第五十三号）の一部

を次のように改正する。

別表第六号中「十一万円」を「九万八千円」に改め、同表第八号中「一万七千円」を「一万五千円」に改め、同表第十五号中「二万四千四百円」を「二万三千二百円」に、「二万九百円」を「二万二千七百円」に改める。

附 則

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

青森県電気工事士法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十八日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十九号

青森県電気工事士法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

青森県電気工事士法関係手数料徴収条例（平成十二年三月青森県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

別表第三号中「二千円」を「二千七百円」に改める。

附 則

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十号

青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例

青森県学校職員定数条例（昭和三十六年三月青森県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一項の表中「二、四三二人」を「二、三一三人」に、「一八七人」を「一九〇人」に、「一、二一四人」を「一、二一六人」に、「三、〇一七人」を「二、九七六人」に、「四、六八九人」を「四、六五六人」に、「一一、五六三人」を「一一、三七五人」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

青森県三内丸山遺跡センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十一号

青森県三内丸山遺跡センター条例の一部を改正する条例

青森県三内丸山遺跡センター条例（平成三十年三月青森県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「こと」の下に「等」を加える。

第二条に次の一号を加える。

六 北海道・北東北の縄文遺跡群包括的保存管理計画の推進に関すること。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

青森県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十八日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十二号

青森県立学校設置条例の一部を改正する条例

青森県立学校設置条例（昭和三十九年四月青森県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

表を次のように改める。

学校の種類	名	称	位	置
一 高等学校	青森県立青森高等学校		青森市	

青森県立弘前南高等学校	弘前市
青森県立弘前中央高等学校	弘前市
青森県立弘前高等学校	弘前市
青森県立鶴田高等学校	北津軽郡鶴田町
青森県立板柳高等学校	北津軽郡板柳町
青森県立鱒ヶ沢高等学校	西津軽郡鱒ヶ沢町
青森県立木造高等学校	つがる市
青森県立金木高等学校	五所川原市
青森県立五所川原高等学校	五所川原市
青森県立浪岡高等学校	青森市
青森県立北斗高等学校	青森市
青森県立青森中央高等学校	青森市
青森県立青森南高等学校	青森市
青森県立青森北高等学校	青森市
青森県立青森東高等学校	青森市
青森県立青森西高等学校	青森市

青森県立八戸北高等学校	八戸市
青森県立八戸東高等学校	八戸市
青森県立八戸高等学校	八戸市
青森県立大間高等学校	下北郡大間町
青森県立大湊高等学校	むつ市
青森県立田名部高等学校	むつ市
青森県立六ヶ所高等学校	上北郡六ヶ所村
青森県立百石高等学校	上北郡おいらせ町
青森県立六戸高等学校	上北郡六戸町
青森県立七戸高等学校	上北郡七戸町
青森県立野辺地高等学校	上北郡野辺地町
青森県立三沢高等学校	三沢市
青森県立十和田西高等学校	十和田市
青森県立三本木高等学校	十和田市
青森県立尾上総合高等学校	平川市
青森県立黒石高等学校	黒石市

青森県立八戸工業高等学校	青森県立八戸西高等学校
青森県立八戸中央高等学校	青森県立八戸市
青森県立三戸高等学校	三戸郡三戸町
青森県立五所川原農林高等学校	五所川原市
青森県立柏木農業高等学校	平川市
青森県立三本木農業高等学校	十和田市
青森県立三本木農業恵拓高等学校	十和田市
青森県立名久井農業高等学校	三戸郡南部町
青森県立八戸水産高等学校	八戸市
青森県立青森工業高等学校	青森市
青森県立五所川原工業高等学校	五所川原市
青森県立五所川原工科高等学校	五所川原市
青森県立弘前工業高等学校	弘前市
青森県立十和田工業高等学校	十和田市
青森県立むつ工業高等学校	むつ市
青森県立八戸工業高等学校	八戸市

二 特別支援学校																				
青森県立森田養護学校	青森県立浪岡養護学校	青森県立青森第二高等養護学校	青森県立青森第一高等養護学校	青森県立青森若葉養護学校	青森県立青森第二養護学校	青森県立青森第一養護学校	青森県立八戸聾学校	青森県立弘前聾学校	青森県立青森聾学校	青森県立八戸盲学校	青森県立盲学校	青森県立八戸商業高等学校	青森県立三沢商業高等学校	青森県立弘前実業高等学校	青森県立青森商業高等学校					
つがる市	青森市	青森市	青森市	青森市	青森市	青森市	八戸市	弘前市	青森市	八戸市	青森市	八戸市	三沢市	弘前市	青森市					

令和四年三月二十八日

青森県知事 三村 申 吾

県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

附 則

三 中学校	青森県立三本木高等学校附属中学校	十和田市
	青森県立八戸高等支援学校	八戸市
	青森県立八戸第二養護学校	八戸市
	青森県立八戸第一養護学校	八戸市
	青森県立むつ養護学校	むつ市
	青森県立七戸養護学校	上北郡七戸町
	青森県立黒石養護学校	黒石市
	青森県立弘前第二養護学校	弘前市
	青森県立弘前第一養護学校	弘前市

県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例（昭和二十九年六月青森県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「新らたに」を「新たに」に、「なつた者は、知事の面前において」を「なつた者は」に、「による宣誓書に署名して」を「の宣誓書による服務の宣誓をして」に、「行つて」を「行つて」に改める。

別記中「何者」を「何もの」に、「従つて」を「従つて」に改め、「㊦」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十八日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十四号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年六月青森県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

表青森県弘前警察署の項中「藤崎町」の下に、「北津軽郡のうち板柳町」を加え、同表青森県板柳警察署の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(青森県警察署協議会条例の一部改正)

2 青森県警察署協議会条例(平成十三年三月青森県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表中「青森県板柳警察署協議会」を削る。

青森県銃砲等刀剣類所持許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十八日

青森県知事 三村申吾

青森県条例第二十五号

青森県銃砲等刀剣類所持許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県銃砲等刀剣類所持許可申請手数料等徴収条例(平成十二年三月青森県条例第九十八号)の一部を次のように改正する。

別表第八号中「千八百円」を「千六百円」に改める。

附 則

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前になされた届出に係る手数料については、なお従前の例による。

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十六号

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第一百号）の一部を次のように改正する。

第一条中「法」という。）の下に「及び道路交通法の一部を改正する法律（令和二年法律第四十二号。以下「改正法」という。）」を加え、同条第七号中「第九十一条」の下に「及び第九十一条の二第二項」を加え、同条第十号中「第九十七条の二第一項第三号イ」の下に「及びロ」を加え、「及び第一百一条の七第一項」を「並びに第一百一条の七第一項並びに改正法附則第四条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法による改正前の法（以下「旧法」という。）第九十七条の二第一項第三号イ及び改正法附則第四条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第一百一条の四第二項」に改め、同条中第十八号を第十九号とし、第十一号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 法第九十七条の二第一項第三号イ及びハ並びに第一百一条の四第三項の規定による運転技能検査に関する事務

第三条第一項中「又は同項第十号」を「、同項第十号」に、「」を「」又は同項第十四号に掲げる講習（以下この条及び次条において「若年運転者講習」という。）を「、又は初心運転者講習」を「、初心運転者講習又は若年運転者講習」に改め、同条第二項中「及び初心運転者講習」を「、初心運転者講習及び若年運転者講習」に改める。

第四条中「及び初心運転者講習」を「、初心運転者講習及び若年運転者講習」に改める。

別表第十号中「運転技能検査手数料」を「検査手数料」に改め、同表第十一号中「第九十一条」の下に「又は第九十一条の二第二項」を加え、同表第十四号中「第九十七条の二第一項第三号イ」の下に「若しくはロ」を加え、「又は第一百一条の七第一項」を「若しくは第一百一条の七第一項又は改正

法附則第四条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第九十七条の二第一項第三号イ若しくは改正法附則第四条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第一百一条の四第二項に、「七百五十円」を「千五十円」に改め、同表第十五号中「認知機能検査に」を「認知機能検査等に」に、「認知機能検査員講習受講手数料」を「認知機能検査等検査員講習受講手数料」に、「千四百円」を「千四百五十円」に、「八百円」を「千二百円」に改め、同表第二十七号を同表第二十八号とし、同表第二十六号中「又は第十三号」を「第十三号又は第十四号」に改め、同号を同表第二十七号とし、同表第二十五号中

<p>法第九十七条の二第一項第三号イ、第一百一条の四第二項又は第一百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）</p>	<p>小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第九十七条の二第一項第三号イ又は第一百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）</p>	<p>五千五百円（当該認知機能検査の結果が道路交通法施行規則第三十九条に規定する基準に該当するものにあつては、七千九百五十円）</p>
<p>法第九十七条の二第一項第三号イ、第一百一条の四第二項又は第一百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）</p>	<p>小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第九十七条の二第一項第三号イ又は第一百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）</p>	<p>五千五百円</p>

<p>小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）</p>	<p>小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第九十七条の二第一項第三号イ、第百一条の四第二項又は第百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）</p>	<p>小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第九十七条の二第一項第三号イ又は第百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）</p>	<p>小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行</p>
<p>五千八百円</p>	<p>二千二百五十円</p>	<p>二千二百五十円（当該認知機能検査の結果が道路交通法施行規則第三十九条に規定する基準に該当するものにあつては、四千四百五十円）</p>	<p>二千三百五十円</p>

を

うものに限る。)

法第百八条の二第二項第十二号に掲げる講習	イ 法第七十一条の五第三項に規定する普通自動車対応免許(以下「普通自動車対応免許」という。)を受けている者(法第九十七条の二第一項第三号イ及びハに掲げる者並びに法第百一条の四第三項の規定の適用を受ける者を除く。)に対する講習又は改正法附則第四条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第九十七条の二第一項第三号イ若しくは改正法附則第四条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行う講習(ロに掲げるものを除く。)	六千四百五十円
ロ 普通自動車対応免許を受けている者(法第九十七条の二		二千九百円

に、「二千円」を「二千二百五十円」に、

	<p>第一項第三号イ若しくはハに掲げる者又は法第百一条の四第三項の規定の適用を受ける者に限る。)又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であつて普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習</p>	
<p>法第百八条の二第二項の規定による講習</p>	<p>イ 運転免許講習等規則第一条に規定する基準に適合する講習</p> <p>ロ 政令第三十七条の六の二第一号に規定する講習(ハに掲げるものを除く。)</p> <p>ハ ニに掲げる講習を受講し、加齢に伴つて生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼしていないと認められた者に対する政令第三十</p>	<p>千三百五十円</p> <p>五千百円(当該講習が更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上の者(道路交通法施行規則第二十九条の三第一項の式により算出した数値が七十六未満である者に限る。)に対するものである場合にあっては、七千九百五十円)</p> <p>千八百円</p>

を

	<p>七条の六の二第一号に規定する講習</p> <p>ニ 更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上の者に対する講習（イからハまでに掲げるものを除く。）</p>		<p>法第百八条の二第二項第十五号に掲げる講習</p>	<p>講習一時間について</p> <p>二千円</p>
<p>法第百八条の二第二項の規定による講習</p>	<p>運転免許講習等規則第二条に規定する基準に適合する講習</p>	<p>千三百五十円</p>	<p>政令第三十七條の六の二第一号に規定する講習</p>	<p>普通自動車対応免許を受けている者及びハに掲げる者並びに法第百一条の四第三項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習</p> <p>六千四百五十円</p>
	<p>普通自動車対応免許を受けている者</p>	<p>二千九百円</p>		

に改め、同号を同表第二十六号とし、同

	<p>(法第九十七条の二第一項第三号イ若しくはハに掲げる者又は法第百一条の四第三項の規定の適用を受ける者に限る。)又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であつて普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習</p>	

表中第十六号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。

<p>十六 法第九十七条の二第一項第三号イ若しくはハ又は第百一条の四第三項の規定による運転技能検査を受けようとする者</p>	<p>運転技能検査手数料</p>	<p>三千五百五十円</p>
--	------------------	----------------

別表の備考の第二号及び第三号中「第十七号」を「第十八号」に改め、同備考の第四号及び第五号中「第十九号」を「第二十号」に改める。

附 則

この条例は、令和四年五月十三日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円